

## 第1号議案 2020（令和2）年度活動経過報告

DPI 北海道ブロック会議（以下、DPI 北海道）は、認定 NPO 法人 DPI 日本会議（以下、DPI 日本会議）の地方組織として、2020 年 5 月 29 日にオンラインにより開催された「第 36 回 DPI 日本会議総会」で確認された DPI 日本会議の方針と DPI 北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の権利と尊厳が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりをめざして、DPI 日本会議及び関係団体等との連携に基づき以下のとおり取り組みを進めてきた。

なお、今年度の会議等の開催及び取り組み状況は、別表のとおり。

### 全体報告

#### 1. 基本的な組織活動について

障害者の生活に関わる各種課題の調査・研究・提言等や必要な対応を実施するためにコロナ禍を踏まえオンラインにより総会、理事会、役員会議、居宅支援に関する勉強会等を開催した。オンラインについては、利用できる環境の確保等の課題があるが、外出が困難な状況であったり遠方の出席希望者が参加できることから有効に活用することができた。

#### 2. バリアフリーの推進に向けた取り組みについて

- (1) 2019 年 10 月に北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関する要望書を北広島市と球団に提出していたが、施工業者からの連絡を受けて函面に基づく意見交換を 2020 年 11 月 17 日に DPI 日本会議の佐藤事務局長も同席してオンラインにより開催した。その後、2021 年 3 月 29 日に球団から意見反映に向けた努力が表明された文書が送付された。ボールパークオープン後には、あらためて意見の反映状況を確認したい。
- (2) 北海道ろうきん社会貢献助成事業として 2030 年に札幌市が誘致を進めている冬季オリパラの招致推進に向けた市民イベントとして「障害があってもともに暮らせるサッポロ創生・夢フォーラム 2020」を開催する予定であったがコロナ禍の影響により 2021 年度に延期して開催することとした。  
(2021 年 4 月 24 日開催済)

#### 3. 優生思想との闘いについて

- (1) 優生保護法北海道違憲訴訟については、「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」に参加し傍聴行動、署名活動等に取り組んだ。
- (2) 札幌地裁の判決は小島氏訴訟は、優生保護法が憲法違反であることは認められたものの損害賠償は除斥により他の地裁判決と同じく棄却された。匿名夫婦訴訟の判決は、優生保護法が憲法違反であるか否か以前に優生手術及

び中絶手術そのものがなかったとされた。

- (3) 小島氏及び匿名夫婦ともに札幌高裁に控訴し、今年 10 月から控訴審の裁判がはじまる予定であることから引き続き傍聴行動等を行う。

#### 4. インクルーシブ教育（共生・共学）の推進に向けた取り組みについて

- (1) インクルネットほっかいどう及び障害児も地域の普通学級へ・道北ネット（以下、道北ネット）と連携し、5～7 月、地域の小学校の普通学級に転籍した医療的ケアを必要とする障害児へ合理的配慮が確保できるために関係機関と協議・調整のサポートを行った。その結果、階段昇降機の設置と看護師配置を実現できた。
- (2) 12 月、道教育委員会に郵送にて要請書提出し、1 月にメールにて回答書を受理した。
- (3) 3 月、DPI 日本会議教育部会主催の「インクルーシブ教育推進フォーラム」に、旭川の普通高校定時制に在籍している障害のある生徒（現在、高校 2 年生）の中学校時代の生活について本人、保護者、中学元担任及び中学校時代の友達から紹介された。

#### 5. いのちのとりで裁判について

2020 年 6 月全国初となる名古屋地裁の判決は、残念ながら、物価偽装までして強行した保護基準引き下げを追認した文字通りの不当判決であった。しかし、2021 年 2 月の大阪地裁の判決は、保護費の減額処分の取消しを命じる歴史的な勝訴判決が言い渡された。そして、2021 年 3 月の札幌地裁では、原告らの請求を棄却する不当判決が言い渡された。今後の展開に留意しつつ必要な行動につなげたい。

#### 6. 国際的な課題と活動に関する取り組みについて

- (1) コロナ禍の影響により韓国大田広域市 DPI と交流を深めることはできなかったが、今年度は、道外出張ができなく支出を要しなかった旅費については、国際交流積立基金とすることとしたい。
- (2) SDGs 普及については、関係団体とオンラインを通じての協議とフォーラムを連携して開催し、その普及に努めた。

#### 7. 当事者参画に関する取り組みについて

北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会、北海道障がい者条例に基づく地域づくり推進会議、北海道障害者介護給付費等不服審査会、北海道障がい者施策推進審議会、北海道自立支援協議会、札幌市共生社会推進協議会、札幌市自立支援協議会及び関係プロジェクトチーム等の委員を担うとともに公募により就任出来た札幌市都市計画審議会及び北海道社会教育委員としてコロナ禍の影響により大きな制限と制約がある状況の中、行政施策等への意見反映に努めた。

## 分野別報告

### 1. 「居宅支援に関する勉強会」の開催

この勉強会は、DPI 北海道の総会で確認された方針に基づく取り組みの推進と障害児・者を取り巻く日々の諸課題に関する情報共有と対応を検討するために設置している。コロナ禍の影響を受けて今年度からオンラインにより第2、第4火曜日に開催している。

今年度は、コロナ禍の影響により実現には至っていないが人材確保に向けた福祉系の大学と連携した企画策定、第6期障がい福祉計画に関するパブリックコメントの検討と提出（道、札幌市、旭川市）、札幌市の障害福祉サービスに関する問題点の整理（非定型、コロナ禍、併給）等をしてきた。

### 2. 「地域医療ネットワーク会議」の開催

医療法人稲生会との連携に基づき、以下のとおり取り組みを進めた。

- (1) 札幌市自立支援協議会の「重複障害に関するプロジェクトチーム」に小谷、高波理事が委員としてアンケート結果の考察や報告書内容について意見交換を行った。
- (2) 喀痰吸引等研修(第3号研修)には、コロナ禍の影響により講師を派遣することはできなかった。

### 3. 障害者の権利擁護

#### (1) 関係法令の活用

障害者の権利の確立とその擁護を進めるために以下の取り組みを実施した。実施にあたっては、障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者雇用促進法、障害者虐待防止法及び北海道障がい者条例を基本及び活用している。

#### (2) 「北海道障がい者条例」の推進

北海道地域づくり委員会は、北海道障がい者条例に基づき総合振興局及び振興局（14 圏域）ごとに設置され、中立公平な立場から関係者との話し合いにより障害者に対する虐待や差別、様々な暮らしづらさなどの解決を図ることとしている。DPI 北海道から石狩圏域地域づくり推進員に我妻議長、故東事務局長に続いて 2018 年から今田事務局長が就任し、相談事例の検討等を行った。

石狩圏域地域づくり委員会では、昨年4月から9月までに2件の相談があり、協議の申し立て希望なしが1件、希望あり（申立書様式送付済み）が1件であった。

### 4. インクルーシブ教育（共生・共学）の推進

インクルネットほっかいどう及び道北ネットと連携し、以下のとおり取り組みを進めた。

- (1) 今年 5～7 月に個別事案の対応として、医療的ケアを必要とする障害児が、特別支援学校から地域の小学校の普通学級に転籍したことから、設備整備・人的支援といった合理的配慮を提供するよう関係機関と協議・調整のサポートを行った。その結果、階段昇降機の設置と看護師配置を実現できた。
- (2) 北海道教育委員会に要請書提出（12 月郵送）と回答書（1 月メール）を受理したが、コロナ禍のため対面での意見交換はできなかった。北海道においては、高校受験時及び入学後の合理的配慮だけではなく、人工呼吸器等を必要とする医療的ケア児が地域の小中学校や高校でも共に学び育つための体制が不十分であることから、書面やオンライン等を活用しながら取り組みを進めた。
- (3) 3 月、DPI 日本会議教育部会主催の「インクルーシブ教育推進フォーラム」に、旭川の普通高校定時制に在籍している障害のある生徒（現在、高校 2 年生）の中学校時代の生活について本人、保護者、中学元担任及び中学校時代の友達から紹介された。

## 5. 「雇用・就労」の推進

### (1) (株) ネオユニット訴訟傍聴行動

(一審札幌地裁)

2019 年 10 月 3 日判決要旨

・2017 年 11 月の第 1 回口頭弁論以降、DPI 北海道は、傍聴行動を展開してきており、今年度は、3 回の口頭弁論が開催された後、10 月に札幌地裁において判決が言い渡された。

・判決内容は、被告(会社と代表者)は各々損害賠償額を原告利用者 8 名に対して、55,000 円及び平成 29 年 5 月より支払日まで年 5 分の利息を支払うこととしたが、職員 2 名に対してはその訴えを棄却し、原告訴訟費用は被告が 20 分の 1 を負担するとした。

・判決理由としては、(株)ネオユニットがエミシア(就労継続 A 型事業所)を閉鎖したことは、元々赤字経営であることから認める。

・解雇は有効であり解雇手続きとして、1 ヶ月前に文書で通知し、説明会、再就職等についても、行政に相談もし、妥当性を認めるとした。

・損害賠償については、解雇は妥当としても、利用者の体調悪化や 1 時間程度しか説明や再就職先への斡旋もしていないことから、十分かつ丁寧な場がなかったとした。

\* この判決を受け原告職員 2 名と利用者 4 名が札幌高裁へ控訴し解雇の不当性を争うこととした。

(二審札幌高裁)

2021 年 4 月 28 日判決要旨

・原判決（一審）の変更で勝訴となる

・一審では無かった「障害者総合支援法第 43 条 4 項」に係る障害サービス提供、その他の便宜提供も果たす努力が見られない。

・解雇については、手続きは相当とはいえず、回避するための努力も尽くされていなく、よって無効であり不法行為にあたる。

- ・控訴人職員 2 名 一賃金額 4 か月相当 98 万円, 同じく 5 か月相当 (逸失利益) 42.5 万円
- ・控訴人利用者 4 名一賃金額 6 か月相当 37.9 万円 (3 名), 同じく 4 か月相当 25.3 万円 (1 名) (逸失利益)
- ・控訴人利用者 4 名一精神的苦痛等 30 万円 (慰謝料)

\* 上記は判決要旨であって、認められた金額はおおよその額です。

## 6. 「精神障害者」の課題への取り組み

旭川の家族会から北海道精神障害者回復者クラブ連合会（道回連）に参加の呼びかけがあり、旭川の団体と連名で精神障害者の医療費助成のより一層の拡充と、新型コロナウイルス感染症に対する対策の強化を求め道議会に議会請願を行い、道に対しても同様な要望書を署名を添えて提出した。

## 7. 生活保護訴訟（いのちのとりで裁判）

生活保護基準額は、2013 年 8 月から 3 年間で平均で 6.5%、最大 10% の、かつてない引き下げが行われた。これを不服として、全国で受給者 1 万人により審査請求が行われた。その後、全国 29 か所、原告数は 1022 人（道内 153 人）が、引き下げ分を元に戻すよう裁判に訴えていた。そして 2020 年 6 月全国初となる名古屋地裁の判決は、残念ながら、物価偽装までして強行した保護基準引き下げを追認した文字通りの不当判決であった。しかし、2021 年 2 月の大阪地裁の判決は、保護費の減額処分の取消しを命じる歴史的な勝訴判決が言い渡された。そして、2021 年 3 月の札幌地裁で原告らの請求を棄却する不当判決が言い渡された。今後の展開に留意しつつ必要な行動につなげたい。

## 8. 地域生活の確立

### (1) 介護人材確保

医療系や福祉系・介助者養成学校等に当事者と介助者両方から魅力的な仕事であることを伝えるための当事者と学生の意見交換会の開催を計画したが、コロナ禍のため実現できなかった。

### (2) 北海道自立支援協議会及び北海道障害者介護給付費等不服審査会

- ① 北海道自立支援協議会には我妻議長が委員に再任され、北海道障がい者条例ガイドラインパブリックコメントと北海道意思疎通支援・手話言語条例を議題として 2 回の会議が開催された。
- ② 北海道障害者介護給付費等不服審査会には紺野副議長が引き続き委員を務めたが、今年度は会議等は開催されなかった。

### (3) 札幌市自立支援協議会及び関係プロジェクトチーム

#### ① 札幌市自立支援協議会

全体会が春と秋に年2回開催し、ほぼ毎月一回運営会議があり、各プロジェクトチームと各専門部会の活動報告があり、各地域部会や専門部会から上がってきた課題についてカテゴリ化した上で課題整理に向けた検討を行った。今年度は自立支援協議会とプロジェクトチームの関係図を作成し、部会の設置等の検討した。なお、小谷副議長が副会長を務めている。

#### ② 重複障がいプロジェクトチーム

5年間に亘って活動してきたが、2019年度で活動を終了し、自立支援協議会の専門部会の一つである子ども部会と各区に設置されている地域部会内の子ども部会及び札幌市が設置している「医療的ケア児支援検討会」に引き継ぎ、報告書を全体会に提出し終了した。残された重度心身障害者の課題については、新たにワーキングチームを立ち上げ2020年5月に行われる全体会に向けてプロジェクトチームの立ち上げの承認を得られるための提案書を作成した。なお、小谷副議長が委員を務めている。

5月の全体会にて不承認が3名(22名中)いたため保留となり、その後運営会議にも検討はされなかったため、10月5日及び12月10日に会議を開催し新たな提案を含めた報告書を作成し運営会議に提出して、第6回運営会議にて議論が行われた。今後も運営会議にて議論される見込みとなっている。

#### ③ 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム

2018年度より2020年度末までの有期プロジェクトとして設置している。15名の構成員で内当事者4名、2カ月に1回位で会議を開催し「地域生活支援拠点」の提言書を作成した。なお、紺野副議長が委員を務めている。今年度はメール会議を行い、提言書を札幌市に提出し、本プロジェクトチームは終了した。

## 9. 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組み

(1) DPI 北海道が参加している優生保護法被害者を支える市民の会・北海道として「北海道署名」(29,407筆)の活動を行い、9月25日(第一次集約分28,208筆)と12月2日(第二次集約分1,199筆)に札幌地方裁判所に提出した。

(2) 結審と判決への傍聴行動(コロナ禍のため傍聴席を少数に限ったため抽選で外れたこともあり)と報告会に参加した。

(3) 札幌地裁の判決は小島氏訴訟は、優生保護法が憲法違反であることは認められたものの損害賠償は除斥により他の地裁判決と同じく棄却された。匿名夫婦訴訟の判決は、優生保護法が憲法違反であるか否か以前に優生手術及び中絶手術そのものがなかったとされた。

(4) 小島氏及び匿名夫婦ともに札幌高裁に控訴し、今年10月から控訴審の

裁判がはじまる予定であることから引き続き傍聴行動等を行う。

#### 10. 様々なバリアフリーの推進

- (1) 北海道日本ハムファイターズ及び北広島市に対して北海道ボールパークの建設にあたっての東京オリパラの実施状況の報告を含めてバリアフリーの推進等に関する要望書を2019年10月に提出していたが、施工業者からの連絡を受けて図面に基づく意見交換を2020年11月17日にDPI日本会議の佐藤事務局長も同席してオンラインにより開催した。その後、2021年3月29日に球団から意見反映に向けた努力が表明された文書が送付された。ボールパークオープン後には、あらためて意見の反映状況を確認したい。
- (2) 北海道ろうきん社会貢献助成事業として2030年に札幌市が誘致を進めている冬季オリパラの招致推進に向けた市民イベントとして「障害があってもともに暮らせるサッポロ創生・夢フォーラム2020」を開催する予定であったがコロナ禍の影響により2021年度に延期して開催することとした。(2021年4月24日開催済)

#### 11. 海外の障害者に関する協力等について

- (1) 2019年8月に韓国DPI(韓国障害者連合大田)の来札を受け大田市と札幌市が姉妹都市であることから協約書を締結し、今後の交流を確認したが、コロナ禍の影響により交流を深めることはできなかった。しかし、今年度は、道外出張ができなく支出を要しなかった旅費については、国際交流積立基金とすることとしたい。
- (2) SDGs北海道メジャーグループの障がいグループにDPI北海道として会議や全体会に障害当事者の立場から小谷副議長及び山崎事務局次長が参画した。

#### 12. その他

- (1) 北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会  
2018年度から国土交通省に新設された移動等円滑化評価会議は、新たに全国10ヶ所で地域分科会が設置され、北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会には、DPI北海道の立場から西村理事が引き続き委員に就任した。また、DPI北海道の3加盟団体からも委員に就任している。なお、全国10ヶ所の地域分科会のうち9ヶ所の分科会にDPI日本会議の加盟団体のメンバーが構成委員となり、積極的な意見提起を行った。
- (2) 北海道障がい者施策推進審議会  
北海道障がい者施策推進審議会には山崎事務局次長が引き続き委員として道の障害福祉行政に対して意見を反映した。  
また、今年度限りの北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会も山崎事務局次長が委員として就任し、第6期障がい福祉計画に意見を反映した。

(3) みらいつくり大学校

連携協議会委員として紺野副議長、研究員として三田村、藤井理事が参加した。今年度は、コロナ禍での学びを模索し、Zoomを使った完全オンラインでの活動を行った。読書会、哲学学校、オンラインハワイアンなどの様々なグループ活動の他、初年度と同様に講師を招いての講義形式での活動も行った。

(4) 文部科学省事業「第2回 共に学び、生きる共生社会コンファレンス」

医療法人稲生会が2021年2月6日主催した企画への協力と参加及び第1分科会を担当した。